年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（東京都担当部会）
平成31年2月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの　4件

国民年金関係　4件

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1800282 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（国）第 1800052 号

第１　結論

平成６年８月から平成７年４月までの請求期間、平成７年８月から平成 15 年５月までの請求期間及び平成 21 年７月から平成 23 年６月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 48 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成６年８月から平成７年４月まで
②　平成７年８月から平成 15 年５月まで
③　平成 21 年７月から平成 23 年６月まで

請求期間①、②及び③について、私は無職だったので国民年金保険料の申請免除の手続を行った。申請免除の手続は、引越先の居住地の役所で行い、毎年の更新の手続に当たっては、自動的に継続されていた時もあったが、通知が来たときは役所に行って手続を行った。

調査の上、請求期間①、②及び③を申請免除期間に訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①について、請求者のオンライン記録によれば、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）に係る被保険者資格記録が平成８年 11 月 12 日に入力処理されている上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、上記以外の国民年金番号が請求者に対して払い出された形跡がないことから、請求者の国民年金の加入処理は平成８年 11 月頃に行われたことが推認できる。

また、平成 17 年３月以前においては、制度上、国民年金保険料の申請免除の承認期間は、申請日の属する月の前月からとされていたことから、請求者が平成８年 11 月に国民年金の加入手続を行い、保険料の免除申請手続を行っていたとしても、その前月の同年 10 月より前の期間である請求期間①については、申請免除の承認を受けることはできない。

さらに、請求者の戸籍の附票によると、請求者は請求期間①当時、Ａ市に居住していたことが確認できるところ、Ａ市は保存期間経過のため、請求期間①当時の免除申請書等の資料は保存しておらず、電算システムには、同市で受付した免除申請記録を登録しているものの、請求者の請求期間①に係るものは確認できない旨回答している。

なお、Ａ市を管轄するＡ年金事務所では、保存期間経過のため、請求期間①当時の免除申請に係る関係資料は保存していない旨回答している。

2　請求期間②について、当該期間のうち平成７年８月から平成８年９月までの期間については、上記のとおり平成８年11月に国民年金保険料の免除申請手続を行ったとしても、平成８年10月以前の期間であることから保険料の申請免除の承認を受けることはできない。

また、請求者の戸籍の附票によると、請求者は請求期間②当時、Ａ市、Ｂ市、Ｃ市及びＤ市に居住していたことが確認できるところ、Ａ市及びＤ市では、いずれも、保存期間経過のため請求期間②当時の免除申請書等の資料は保存しておらず、Ａ市及びＤ市で受付した免除申請記録をそれぞれの電算システムに登録しているものの、請求者の請求期間②に係るものは確認できない旨回答している。

さらに、Ｂ市及びＣ市は保存期間経過等のため、請求者の請求期間②当時の関係資料及び電算システム上のデータは保存していない旨回答しており、Ａ市、Ｂ市、Ｃ市及びＤ市の市を管轄するＡ、Ｂ、Ｃ及びＤの各年金事務所も保存期間経過のため請求期間②当時の免除申請に係る関係資料は保存していない旨回答している。

加えて、請求者は平成13年７月に婚姻しており、オンライン記録によれば、請求期間②直後の平成15年６月から平成18年６月までの期間については、請求者及び元妻そろって、申請免除記録が確認でき、その申請年月日及び処理年月日が一致していることから、夫婦同時に免除申請を行ったと推認できるところ、請求期間②のうち、平成13年７月から平成15年５月までの婚姻期間については、元妻も免除記録はなく、国民年金保険料の未納期間となっている。

3　請求期間③について、請求者の戸籍の附票によると、請求者は請求期間③当時、Ａ市及びＤ市に居住していたことが確認できるところ、Ａ市では、請求期間③のうち、平成21年７月から平成22年６月までの期間については、国民年金保険料の免除申請が平成21年７月１日に行われたが、同年７月15日に却下されたことが電算システムで確認できる旨、また、請求期間③のうち、平成22年７月から平成23年６月までの期間については、請求者の国民年金保険料の免除申請記録は確認できない旨回答しており、Ｄ市も請求期間③に係る請求者の免除申請記録は確認できない旨回答している。

なお、Ａ年金事務所は、保管している資料を確認したが、請求者の請求期間③当時の関係資料はない旨回答しており、Ｄ年金事務所は、保存期間経過のため請求者の請求期間③当時の関係資料は確認できない旨回答している。

4　そのほか、請求者が、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　:　関東信越（東京）（受）第 1800327 号
厚生局事案番号　:　関東信越（東京）（国）第 1800053 号

第１　結論

　昭和 56 年４月から昭和 58 年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　:　女
基礎年金番号　:
生 年 月 日　:　昭和 34 年生
住　　　所　:

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　:　昭和 56 年４月から昭和 58 年３月まで

　私は、大学卒業後の２年間は働いておらず、教員採用試験のための浪人期間であったが、私が働き始めるまでは国民年金保険料を払うからと、母が私の国民年金の加入手続を行い、オレンジ色の年金手帳をもらった。請求期間の国民年金保険料は、母が自分の分と一緒に郵便局で払ってくれていたが、未納の記録となっている。

　請求期間の後は教員の共済に入り、３年で退職し、その後また国民年金に戻ったが、その前から年金手帳は手元にあり、教員退職後に初めて国民年金に加入したということは考えられない。私が所持するオレンジ色の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は「昭和56年４月１日」と記載され、国民年金保険料を払わずに当該日付が記載されることは考えにくく、請求期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

　請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

　請求者は、請求者の母親が国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付を行っていた旨主張しているが、請求者の国民年金の加入手続は、請求者に係る国民年金被保険者資格のオンライン記録の入力処理年月日（昭和 61 年７月 22 日）から、教員を退職後の昭和 61 年７月頃に初めて行われていることが推認できるところ、当該加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

　また、請求期間である昭和 56 年４月から昭和 58 年３月までの間に、Ａ市において払い出された国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）全件について、国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらず、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても別の国民年金番号を確認することができない。

さらに、請求者は、交付されたオレンジ色の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は「昭和 56 年４月１日」と記載され、国民年金保険料を払わずに当該日付が記載されることは考えにくい旨主張しているが、請求者のとおり国民年金の強制加入被保険者の場合、年金手帳の資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず強制加入被保険者となった日が記載されるものであり、国民年金保険料を納付した期間の始期が記載されるものではない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、請求者の国民年金の加入手続時期及び保険料の納付開始時期等に関する記憶が明確ではなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできなかった。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1800342 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（国）第 1800054 号

第１　結論

平成２年９月から同年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 33 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成２年９月から同年 11 月まで

父が亡くなっているので詳細は不明だが、父が私の国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれた。

国民年金に加入時の請求期間の保険料が未納となっているのは，不自然だと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、請求者に係る国民年金被保険者資格のオンライン記録の入力処理年月日（平成６年６月６日）から、平成６年６月頃に初めて行われたことが推認できるところ、当該加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者はＡ市から転出したことがなく、上記加入手続時に払い出された請求者の国民年金手帳の記号番号（＊）（以下「国民年金番号」という。）とは別の国民年金番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、別の国民年金番号を確認することができない。

さらに、請求期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする請求者の父親は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができないため、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する状況は不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1800347 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（国）第 1800055 号

第１　結論

昭和 43 年＊月から昭和 46 年２月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 23 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 43 年＊月から昭和 46 年２月まで

私の父は、私が 20 歳の頃に私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は両親が納付してくれていた。請求期間が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）の前後の任意加入被保険者に係る資格取得年月及び請求者が所持する国民年金手帳の発行年月日（昭和 47 年６月 26 日）から、昭和 47 年６月に行われたと推認でき、請求者が 20 歳の頃に父親が請求者の国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない上、当該加入手続時点では、請求期間のうち昭和 43 年＊月から昭和 45 年３月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間前から昭和 53 年 11 月までの期間において、住所変更がないことが請求者の所持する年金手帳及び請求者からの聴取により確認できることから、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されていたことは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、別の国民年金番号を確認することができない。

さらに、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和 47 年６月時点では、請求期間のうち昭和 45 年４月から昭和 46 年２月までの期間の国民年金保険料は遡って納付することは可能であるものの、請求者は、請求者の両親は、請求者の保険料を遡って納付したことはないと思う旨陳述しているほか、請求期間の保険料を納付したとする請求者の両親は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができないため、請求期間の保険料の納付状況は不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。